

平成29年度第2回北海道大学病院
医療安全管理業務監査委員会報告書

国立大学法人北海道大学病院医療安全管理業務監査委員会規程第2条第1項に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1 監査の方法

北海道大学病院の医療に係る安全管理の業務施行の状況について、以下のとおり管理者等から説明の聴取及び資料の閲覧等の方法によって報告を求めることにより監査を実施した。

2 監査の実施日

平成30年3月29日（木）14時01分～16時15分

3 監査事項及び結果

(1) 安全管理指針及びインシデント報告について

第1回本委員会で、医療評価委員会、高難度新規医療技術管理部、未承認新規医薬品等管理部を一つにまとめた組織図が必要ではないか提案したところ、一つにまとめた組織図を確認した。

また、各種の委員会が多く、構成員及び審議内容の重複が見られるので、整備してはどうか提案した。

(2) 医療安全管理体制について

医療安全管理委員会、医療事故対策特別部会の開催状況及び死亡事案の収集方法について確認した。

(3) 関連機関への報告及び医療安全に係る活動実績について

医療安全に関する報告、活動目標及び職員研修の実施状況等について確認した。

(4) 高難度新規医療技術、未承認新規医薬品等を用いた医療について

医療評価委員会、適正使用ワーキング、医療安全・質向上のための相互チェック及び特定機能病院間相互のピアレビューの結果報告も含め確認した。

また、高難度新規医療技術の説明承諾書に関し、患者に理解しやすい説明承諾書にしてはどうか提案した。

(5) インフォームドコンセントについて

IC記録フォーマット及び説明承諾書作成時の流れについて確認した。

(6) 患者相談窓口の設置及び公益通報窓口について

患者相談窓口, 公益通報窓口及び医療安全匿名報告の状況について確認した。

3 総括

北海道大学病院の医療安全に係る業務について監査を実施したが, 概ね適正な管理がなされていたと認める。

平成30年 6月26日

北海道大学病院医療安全管理業務監査委員会

委員長 中村 隆

(札幌総合法律事務所弁護士)